

令和6年度 第2回彦根市入札監視委員会 議事概要

【日時】：令和6年(2024年)12月18日(水) 午後2時から午後3時21分

【場所】：彦根市役所本庁舎別館2階 別館2A会議室

【出席者】委員：荒川委員長・川浦委員・高田委員・片野委員 ※欠席：石井委員

事務局：契約監理室（奥村室長・小島次長・大野副主幹）

工事担当課：建築課、下水道建設課、道路河川課、清掃センター

【傍聴者】なし

1 開会（委員長）

2 議事

(1) 入札および契約手続の運用状況等について . . . . . 資料1-1～1-3

※ 対象期間 令和6年4月から令和6年9月まで

事務局から、資料1-1 資料1-2 資料1-3 参考資料に基づき、一括して説明

(2) 抽出案件の審議について . . . . . 資料1-4

※ 抽出事案9件(一般6件、指名3件)

【一般競争入札(様式第5号の1)】

① 金亀公園管理棟建設工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

高田委員から、抽出理由等について説明

4者が参加したが、1回目に最低制限価格で1者が失格。2回目で1者が辞退し、1者が予定価格を超過した。結果的に有効札が1者となり、高い額での落札となった。これは予定価格が低かったのか。

<質疑>

建築課：設計金額は基準どおり算出している。要因としては、8月から10月にかけて工事材料

の値上げが相次いだことが考えられる。市は、設計段階の基準で金額を算出しているため値上げを見込んだ積算はできないが、業者が入札する金額は自由。受注してから損にならないよう納入時期を予測して、メーカーへの聞き取り等により値上げ分を見込んだ金額で入札されている可能性がある。

委員：物価上昇については、入札条件にスライド条項を設けるというやり方もあると思うので検討してほしい。また、入札参加対象者数が13者となっているが、一般競争入札であればもう少し参加対象業者を増やす努力をしてほしい。どちらも意見としてきてほしい。

委員：坪単価が190万円程度と高額になっているが、その理由は何か。

建築課：今回の建設工事場所は、インフラ設備（ガス、下水、給水）が必要であるが、道路から引き込んでくる延長工事が一般的な建築に比べて長いことが1つ。もう1つは、金亀公園の管理棟ということで、公衆トイレや更衣室にコインシャワー6台を設置した建物であるため、一般的な住宅と比較して住設機器やエアコンにより単価が上がっている。

委員：事務局への要望であるが、今後、平面図や位置図を資料として入れてもらえるとうわかりやすい。

委員長：次回以降、特殊あるいは事務局において説明が必要と判断した案件は、位置図または平面図の提供をお願いします。また、抽出担当委員も説明が欲しいと思った場合には、事務局に要望してほしい。物価の反映と参加者数の増加については意見とする。

※ 市長への答申等は、特になし

## ② 市立図書館シェルター設置工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

高田委員から、抽出理由等について説明

応札業者6者のうち、4者が失格し、上から2番目に高額の業者が落札した。①は予定価格以上の業者が多かったが、②は最低制限価格以下の業者が多い。どのような原因が考えられるか。

< 質疑 >

建築課：提出された見積内訳書までは確認していないが、下位 2 者については、金額の開きが大きく、見積時に何か見落とししている可能性がある。その他の業者については、この工事が 80%を材料費で占める工事であり、①と比べても経費を落とせる工事であるため、各業者が最低制限価格を狙って応札してきたものと推察できる。

委員：最低制限価格はどれくらいの価格で設定されるのか。90%以上の最低制限価格になるということは、応札額は必ず 90%以上ということになる。それが普通か。

事務局：最低制限価格は、国の中央公契連モデルに基づいて設定している。直接工事費×0.97、共通仮設費×0.9、現場管理費×0.9、一般管理費等×0.68 したものに彦根市独自の  $\alpha$  をかけて算出している。

委員：ということは、よほど  $\alpha$  で引かれない限り、絶対に落札率は 90%を超えるということか。

事務局：建築や設備工事は、計算上で最大値 92%を超える場合もあるが、おっしゃるとおり。土木や舗装は 88%や 89%になると、落札率もそれくらいになる時もある。

委員：建築工事だとそれくらいか。

事務局：そうだ。

委員：①が最近の傾向で、②は特殊な感じがする。今回のように失格が多い場合には、積算ミスがなかったか見積内訳書と見比べる等の検証をしてほしい。

委員：市が想定している原価は、材料費が 8 割で、設置工事費が 2 割というイメージか。

建築課：全体の直接工事費に対して 8 割が材料費で、シェルター本体の費用である。材料をいかに安く仕入れるかがこの工事を安く抑えるすべてになる。どれくらい下げた見積を得ることができるか。また一方で、失格にならないようにどこまで下げて入札額を決めるかを業者はされている。

委員：それほど材料費に幅があるのか。

建築課：エレベーター等の機械類は、カタログ価格に掛け率がかかってくるため、市でも業者が実際に仕入れている金額はわからない。材料費が 80%を占める工事の場合は、普段取引している状況で値段がかわってくるため、市が想定している額より落ちてきやすく、失格が増える傾向にある。エレベーターやエスカレーターの工事も似たような状況が出てくる。

委員：見積りはとるのか。

建築課：見積りをとる。ある程度メーカー等にも聞き取り等をしたうえで決定するが、基本的には、材料に応じて県が定める掛け率（設備、電気、建築）をかけている。

※ 市長への答申等は、特になし

### ③ 彦根城国宝・重要文化財建造物防災設備整備工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

高田委員から、抽出理由等について説明

3者参加で、1回目は全員が予定価格超過。2回目も2者が予定価格を超過している。予定価格が低かったのか。消火関係の設備なので見積しやすいかと思うが、どうか。

<質疑>

建築課：工事場所が文化財（彦根城）であったため、入札業者が金額を読みにくかったのではないかと考えている。

委員：業者としてこれ以上下げられない額まで下げても予定価格を超える業者が多かったということか。文化財をさわるのだから仕方がないのか。

委員：対象者数が5者ということで、あまり一般競争入札のメリットが活かしていない。対象者数が増えて、適正な入札になるよう工夫してほしい。また、工事概要欄に一式計上が多い。工事の種類はこれでわかるが、工事の規模もわかるようにできる範囲で工夫してほしい。1億円の工事概要にしてはあっさりしすぎている。

事務局：もう少し詳細な記載が必要ということでよいか。

委員：そうしないとわからない。工事の規模がわかるように工夫してほしい。

委員：見積内訳書を入手されていると思うが、各業者が想定した金額と市が考えた金額とに、どこで乖離が生じていたのか把握されているか。

事務局：現状、そこまでの検証はできていない。

委員長：では、どの部分に差があったのかについての検証をお願いします。加えて、今後、入札参加業者の増加と工事概要の記載方法について工夫をお願いします。

※ 市長への答申等は、特になし

④ R5 公共下水道犬方町ほか舗装復旧工事

⑤ R6 公共下水道肥田町舗装復旧工事

⑥ R5 大黒川ほか管理道路整備工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

高田委員から、抽出理由等について説明

④⑤⑥の案件は、同じ理由で抽出した。3件とも同額が非常に多い。落札にも失格にも同額が多い。他の入札監視委員会にも関わっているが、こういったものは見たことがない。彦根市特有のように思う。特に舗装工事にその傾向が高いと感じるが、どのように考えられているか。

<質疑>

下水道建設課：当課が行う舗装工事は、下水道工事後の路面復旧が主である。工事の単位によって舗装面積が違うことはあるが、工事の内容としては、舗装をめくって既設の不要な舗装を処分する舗装準備工、新しく舗装する舗装工、道路の区画線を引く区画線工等の付帯工。大きくこの3工種で積算、工事発注している。どの工種も一般に公表されている国の標準歩掛により積算しており、積算単価も県の統一単価から求めているため、特殊性があまりない工事が多い。複雑な積算が不要で、業者からしても比較的予定価格の算出が容易にできるため、ある程度予定価格が市の積算と近いものを算出されていると考えている。

事務局：予定価格が算出しやすいことに加え、最低制限価格の積算方法も公表している。 $\alpha$ はあるが、 $\alpha$ の範囲がそれほど広くないので、これまでの落札等の実績から $\alpha$ の率を読んで応札されているため、同額の業者が多くなっていると考えている。

委員：第1回委員会で、見積を専門とする業者がいるのではないかとの意見があがった。設計業者から設計金額を買っている業者が数者あるから同じ金額になっているのでは、との話だった。特に⑤は金額が2種類しかない。正当な入札になっているか疑問である。

委員長：買うこと自体は問題ないということでしょうか。

委員：単価を固定すること等を決めたのは、業者が努力によって積算をきちんとして

ほしいがために国等が制度としてつくったと思うが、逆方向に進んでいる。この金額だけをみると、業者は何も勉強しないような形になっているように見える。どこが原因かはわからないが。

委員長：他の市ではどうか。舗装工事でもないか。

委員：ない。同じ金額が1つ2つ並ぶことはごくたまにあるが、20者いるのに金額が2種類しかない、10者並ぶというのははじめてである。

委員：設計業者がいて、そこから買うことは合法か。その辺りの見解を聞きたい。

委員長：違法ではないが望ましくないという種類のものか。

委員：積算を自分のところではできないから、専門のところに頼む。そこまでは合法だと思う。それが、皆が同じ結果で固まっていて、その時に、設計業者が複数の業者から頼まれたというのならよいが、入札にあたって事業者間で情報共有したということになれば談合である。その辺りをチェックする方法を考える必要がある。

委員長：設計業者から個別に買えば問題ないが、一斉にこの金額を使おうとすると談合である。それをどうして見分けるか。

委員：前回は議論したが、内訳書をしっかりチェックする。皆が同じでないか、コピーしていないかを確認するしかない。市側でできることとしては、 $\alpha$ の運用の仕方である。市が $\alpha$ をいくつにするか業者にある程度推測されているのかもしれない。かけ方を工夫していけば、こういうことにはならないのではないか。

委員長：⑤はパターンが2種類しかない。こんなにきれいに2つに分かれるものか。

委員：割合で言うと予定価格に対して89.3%と89.4%で、0.1%の差しかない。小数点第1位のパーセントを少し変えるかで、とれるかとれないか。結局くじなので、ここで談合しても業者にはなんのメリットもない。

委員：見せ方の部分で、そう見えないように $\alpha$ の運用をしっかりとやるしかない。

委員：他の市町の情報を収集されてはどうか。

委員長：県および県内他市の状況を確認してもらい、次回報告をお願いします。

※ 市長への答申等は、特になし

【指名競争入札(様式第5号の2)】

⑦ 彦根駅平田線舗装工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

高田委員から、抽出理由等について説明

先程と同じ内容。応札額が細かく並んでいる。結果的に、落札額と最低制限価格と同額となっているという案件。

※ 市長への答申等は、特になし

⑧ 小泉庄堺線ほか区画線設置工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

高田委員から、抽出理由等について説明

これも同じく応札額が細かく並んでいる。落札者以外全員失格になった。最終的に入札された最高額で落札されてしまっている。

<質疑>

委員長：失格がこれだけ多い理由として考えられることがあれば説明をお願いしたい。

委員：さっきは舗装工事だったが、これは塗装工事（線を引く工事）である。これもわかりやすい単価が出ている工事になるのか。

道路河川課：工事内容としても区画線の外側線と中央線の波線を引く工事で、それぞれ単価が示されている。単価に延長を掛けて、経費を掛けるという形で、単純に予定価格の算出が可能であるため、おそらく最低制限価格を狙われた結果と思われる。

委員：αが今回はもしかするとプラスになったのかもしれない。マイナスであれば、2,705千円で応札した業者がくじびきで落札するはずだったが、最低制限価格があがったため全員失格となり、結果的に一番高い応札業者が落札したということかと思う。

※ 市長への答申等は、特になし

## ⑨ 資源化装置定期整備工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

高田委員から、抽出理由等について説明

定期的に行われている工事だと思うが、前はどこが実施されたのか。同じか。参考見積はとっているのか。

<質疑>

事務局：前回は同じ業者が落札している。

上水道工務課：参考見積はとっている。3者に依頼したが、2者が辞退で、提出は1者であり、その業者が落札した。

委員：見積った業者から他の業者に圧力がかかっているようなことはないか。辞退と棄権の違いは。

事務局：辞退は、指名した結果、辞退するという意思表示があった業者、棄権は、辞退の意思表示がないまま応札がなかった業者である。

委員：見積書を提出しなかった2者は、入札業者の中に入っているか。

上水道工務課：どちらも入っていない。1者は県内業者。もう1者は県外業者である。

委員：辞退、棄権する理由は何か想定されるか。前回の定期整備がここだったから、特殊な機械を使うため高額になる等。

上水道工務課：どちらかというプラントメーカーは、自社設備しか維持管理しない。他社が手掛けた製品には手を付けない傾向がある。

委員長：前回はこんな感じか。設置業者か。

上水道工務課：設置業者は事業撤退されていて会社自体がない。対応可能な業者を探しているが、見積書を提出してもらえない業者がここしかない状況にある。

委員：随契はよくないといわれるが、特殊事情で実質そこしかできるところがないのであれば、随意契約も検討願いたい。入札するとかえって手間もかかる。

事務局：その場合、今も説明があったように、つくったところそのままするというのであれば理由として納得できるが、今回は違う業者である。実際やっているのはそこだが、そこしかないという感じになるのか。

委員：それに持っていくために作業がいるかもしれない。指名しようと考えている全

業者に見積をとるのは公平なやり方だと思う。むしろ見積をとった1者だけが混じっていて競争すると、その業者は事前に情報を持っているが他の業者はわからないから参加しても負けるのではないかということで、公平な競争になっていないという面もある。だから全業者に平等に見積書提出の依頼を出したうえで1者しか参加がない場合には、随意契約の理由になってくるかと思う。そこは市の中で検討して行ってほしい。

※ 市長への答申等は、特になし

### 3 その他

・事務局から、現在の委員の皆様については、令和7年3月31日をもって2年間の任期が終了となり、次回は新たな委員を委嘱しての開催となること、また、新たな委員の選出については所属されている団体等に依頼させていただくことを説明した。

### 4 閉 会

契約監理室長挨拶